

新潟市生命保険年金の税務上の取扱いの変更に伴う

個人住民税の特別補てん金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成22年10月1日付「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」（財務省・国税庁発遣）及び同日付「所得税における相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等に伴う個人住民税の課税の取扱いについて」（総税市第64号。総務省自治税務局市町村税課長通知）並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）による改正後の租税特別措置法第97条の2を踏まえて、過去5年を超え二重課税となっている相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金（以下「保険年金」という。）所得の減額等について、個人市民税及び個人県民税（以下「住民税」という。）に適用した場合における、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づく還付が不能となった年度分の納め過ぎとなっている住民税相当額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に基づき支給することにより、当該納税者を救済し、税務行政に対する信頼性の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険契約等に基づく年金 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の20の2第2項第3号に規定する生命保険契約等に基づく年金又は同項第4号に規定する損害保険契約等に基づく年金であって、相続・贈与等により取得したものをいう。
- (2) 還付不能額 保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算について所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第185条及び第186条の規定を適用する

ことにより、当該規定の適用前と適用後で賦課される住民税に差額が生じるものうち、法第17条の5第2項に規定する賦課決定の期間制限又は法第18条の3第1項に規定する還付金の消滅時効の適用により還付を行うことができない平成13年度以後のものをいう。

(特別補てん金対象者)

第3条 市長は、還付不能額が生じたときは、当該還付不能額に係る賦課処分の対象となった納税者（以下「対象者」という。）に、次条に規定する特別補てん金を支給するものとする。

2 市長は、対象者が既に死亡している場合は、その相続人に特別補てん金を支給するものとする。

3 前項の場合において、相続人が複数あるときは、相続人の代表者に特別補てん金を支給するものとする。

(特別補てん金)

第4条 特別補てん金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額に相当する額

(2) 還付不能額に係る遅延損害金相当額

2 前項第1号の還付不能額に相当する額は、課税資料、収納簿又は納税者が所持する納付済み領収書等により市長が納付の事実を確認できた額を限度とする。

3 前項による納付の事実が確認できない場合は、次条第2号により算定した額を支給することとする。

4 第1項第2号の還付不能額に係る遅延損害金相当額は、特別補てん金の請求のあった日の翌日から起算して3月を経過する日と当該特別補てん金の支出を決定した日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日から支払決定日までの期間の日数に応じ、当該還付不能額に年7.3%の割合（当該特別補てん金に係る支払決定日の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条

第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たないときは、当該基準割引率に年4パーセントを加算した額とする。）を乗じて算出するものとする。

（特別補てん金の計算方法）

第5条 前条に規定する還付不能額に相当する額の計算は、保険年金所得の減少額を所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第185条の規定に基づき算定したうえで、次の各号に掲げる区分によって算定する。

（1） 課税資料、収納簿及び申請書類等に基づき、支給申請のあった年分の課税計算を再計算して算定する場合 各年分について、保険年金所得に対する取扱い変更前の住民税額から当該再計算後の住民税相当額を控除して得た額

（2） 課税資料が無く収納簿及び申請書類等によって支給申請のあった年分を算定する場合 次の（ア）、（イ）の算定額のうち、いずれか多い額

（ア） その年分の保険年金所得の減少額に5%を乗じて得た額

（イ） 別に定める方法により算定した額

2 前項第2号（イ）によって算定する場合において、保険年金の最終支払年が平成15年以降であり、平成16年度住民税が未申告である場合または平成16年度住民税の申告に保険年金雑所得金額が含まれていない場合には、平成13年度から平成15年度の住民税においても保険年金雑所得金額分は課税に至らなかったと推定し、特別補てん金は支給しないこととする。

（特別補てん金の申請及び申請期間）

第6条 還付不能額が生じたことにより特別補てん金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて新潟市生命保険年金の税務上の取扱いの変更に伴う個人市・県民税特別補てん金請求書を市長に申請しなければならない。

（1） 税務署へ提出した、特別還付金申請関係書類の写し

(2) その他市長が、課税又は納付実績等の確認をするために必要と認める書類

2 申請に係る提出書類のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、同項各号の添付書類の一部を省略することができる。

(1) 公簿等で確認できた場合

(2) 市税等の滞納情報が無い場合

3 第1項に規定する申請をできる期間は、この要綱の施行の日から平成24年8月31日まで（平成19年度分に係る特別補てん金を申請しようとする場合は、平成24年7月1日から平成24年8月31日まで）とする。

(特別補てん金の支給決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受けた場合、必要な調査及び審査をし、特別補てん金の支給について決定し、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

(特別補てん金の支給)

第8条 市長は、前条の規定により当該特別補てん金の支給決定を通知したときは、速やかに特別補てん金を当該支給決定がなされた者（以下「受給者」という。）に支給するものとする。

(特別補てん金の支給手続き)

第9条 特別補てん金の支給に係る手続きは、過誤納に係る市税の徴収金の還付の手続きに準ずるものとする。

(特別補てん金の支給を受ける期間)

第10条 特別補てん金の支給を受ける権利は、当該支給の決定がなされた日の翌日から起算して、2年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(特別補てん金の額の変更)

第11条 市長は、特別補てん金の額が過大又は過少であることを知ったときは、第8条の規定により決定した額を変更することができる。

2 前項に規定する変更決定は、平成25年9月1日以後においてはすることができない。

3 第1項の場合において、特別補てん金の額が減額となった場合には、受給者は減額分の特別補てん金を、市長に速やかに返納しなければならない。

(特別補てん金の返還)

第12条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により特別補てん金の支給を受けたときは、第7条の支給決定を取り消し、その者から当該特別補てん金を返還させるものとする。

(特別補てん金の支出科目)

第13条 特別補てん金の支出科目は、次のとおりとする。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 諸費 (節) 償還金、利子及び割引料

(情報提供)

第14条 市長は、特別補てん金の支給状況について、税務署長または他の地方公共団体の長に対して情報提供することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、特別補てん金の支給に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。